

第7回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 総合対策検討委員会

日時：平成17年3月6日(日)

14:40～16:15

場所：ホテル白萩 2階「錦の間」

1. 開 会

司会 ただいまから、第7回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会を開催いたします。

本日の委員会には、彼谷委員から欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧をごらんください。事前に送付させていただきましたものが、資料1-1として原田委員からの提出資料でございます。資料1-2としまして、先ほどの専門部会でも議論の対象になりました健康調査の論文でございます。それから本日配付させていただきましたのが、会議次第、出席者名簿のほかに、村田町長さんから委員長あてに提出されました竹の内地区産業廃棄物最終処分場の総合対策について（お願い）でございます。それから資料1として、健康調査の際の依頼文書と同意書でございます。それから資料1-3として、茨城県神栖町の有機砒素化合物汚染事案についてでございます。それから資料2として、産廃特措法の概要でございます。そのほかに、先ほど佐藤正隆委員の方から追加資料が提出されております。

資料関係、大丈夫でしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

犬飼委員長、よろしくお願いたします。（「すみません、1-2というのは」の声あり）事前に送らせていただきましたカナダのマニトバ州タイルストーン地方の健康調査の論文でございます。

2. 協議事項

犬飼委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

今日は、専門部会に大分議論をしていただきました。ちょっと時間がオーバーし、本会議の方のスタートがおくれましたが、終わる時間が、確か私の事務局に対する指示も悪かったんですが、4時ということで、少しはオーバーしてもいいのかなと思ったんですが、ここを借りている時間が決められているということと、それから遠方からおいでになっている委員の方もいらっしゃるということですので、15分ぐらいはオーバーできても、余りオーバーできないというふうなことがありますので、いろいろと御協力をお願いしたいというふうに思います。

最初に、皆さんのところにお配りをしておりましたが、村田町長からお願いといたしますが、要望が届いております。ごらんいただきたいと思います。これについて何か遠藤委員からお話しすることがありますか。

遠藤委員 村田町の遠藤です。

村田町としまして、いろいろこの検討委員会にて調査等していただきまして、御礼を申し上げますたいというふうに思っております。

その中で取りまとめとしましては、主として3点ほど掲げてございます。有害廃棄物を初め不法投棄分の全量撤去などの埋立産業廃棄物の取り扱いについて、それから住民の健康対策について、法定外公共物（水路・農道）の機能回復・有害ガス発生防止対策等の処分場維持管理について十分配慮していただきたいということでひとつお願いしたいということで、一応町からお願いということで、委員会の方に提出させていただきました。よろしくお願いしたいと思います。

犬飼委員長 これについては御質問はないかと思うんですが、ありますか。

（１）健康調査結果について

犬飼委員長 それでは、協議事項の次第に従って入っていきたいと思います。

健康調査、処分場の現状評価、処分場の対策、その他ということで、最初に健康調査ということで、協議をしたいと思います。

前回、角田先生の方から、健康調査結果についての報告がありましたが、（案）ということでしたが、その議論も踏まえて、改めていろいろと調査を事務局にしてもらったり、あるいは角田先生の方にも照会をされているのでしょうか。そういう点について事務局の方から御報告をお願いします。

健康対策課長 健康対策課でございます。

それでは、2月4日に開催されました当委員会におきまして、健康調査に対する分析調査結果を御報告申し上げたところでございます。各委員の皆様方からさまざまな御意見をいただいたところでありますが、その後の見直し状況について御報告を申し上げます。

2月4日にいただきました御意見を踏まえまして、県として検討を加え、最終案として本委員会に御報告すべく作業を進めてまいりました。しかしながら、データの再集計、結果の取りまとめ等がございました関係で時間を要したこと、また角田先生のスケジュールがかなり厳しい状況にありましたことから、本日の委員会に提出することができませんでした。

3月26日に開催されます委員会におきまして、健康調査の結果報告書として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、先ほど委員会におきまして、鈴木委員の方から御要請のありました住民に対するアンケート依頼文、前回調査と比較するための同意書につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

犬飼委員長 そうすると、報告書としてはまだできていないというか、前回から進んでいないということになるわけですかね。（「そのとおりでございます」の声あり）

何か御質問はないでしょうか。

佐藤（正）委員の方から今日資料が出ていますが、先ほどちょっと聞いたら、この健康調査に関連することですか。（「はい、アピール……」の声あり）簡単にじゃあ説明してください。

佐藤（正）委員 今回も、角田先生のQ E E S Iの調査がなされて、概要についてはこの前の委員会で発表されたということなんですが、思い出して、我々が角田先生に1回目をお願いしたのが発表されたのが2001年の9月13日でございます。その当時のを、B5という珍しい紙に印刷してまいりました。小さな字ですが、このときに発表会で調査の報告会、学習会を守る会でやりまして、そのときに集まっていたお医者さんとか科学者の先生たち、それから支援いただいている方々、そういう方々で現地検討会アピールというのを出してくださいというふうなお願いをしまして、いただいたのがその上の部分です。

真ん中から下だけ読みますと、

「今回の竹の内周辺住民の健康調査によれば、処分場周辺およそ600メートル以内は、住民が安心して居住できる土地ではない。このままの汚染が続けば、数キロ範囲も成長期の子供や病弱者にとって望ましい生活環境ではなくなると言っても過言ではない。

危機管理的緊急なガス対策と硫化水素を含めた汚染物質の解析、発生原因の化学的究明とその汚染防除策の策定、実施は緊要の課題となった。竹の内の再生を実現するために、要請があれば、私たちもその施策立案に協力して意見を述べる用意があることを表明する。

「竹の内再生を考える医学と科学と法学者による現地検討会」

月日が2001年の9月13日ということになってございます。

そのときの学習会での宣言という、まとめの宣言を出しました。それは1から4までありまして、これもついでに読ませていただきます。

関係4者、これは県と地権者、地権者も含めて業者、それから村田町の4者ですね。関係4者がその持てる力のすべてを結集して緊急ガス対策に当たり、結果を公表すること。（電力線の回復、24時間浄化の復旧と改善、汚物層への雨水侵入対策の確立など）ということで、今と全く変わっていない状況にあったんだとおわかりいただけるかと思います。

それから2番、早急に住民の要請にこたえる当局検討委員会の活動を開始し、汚染の実態とその原因を明らかにするとともに、恒久的な竹の内再生策を立案し、実施すること。これは今でも脈々と生きている項目でございます。

3番目、竹の内汚染は人災だとの観点から、県は被害住民の救済と小中学校の教育環境の回復を図ること。県は採択された請願を尊重し、誠実にその趣旨を実行すること。

4番目、関係4者は時代おくれの、今でも時代おくれなんです、時代おくれの高圧的で怠惰な住民対応を改め、諸法にのっとり21世紀のあるべき廃棄物処理の姿勢を示すこと。

以上、健康調査報告学習会参加者157名の名において宣言するということで、月日は先ほど言いましたように2001年の9月13日ということでございます。

出してきましたのは、Q E E S I が2001年の9月13日にこのように報告されたというのがありまして、それから全然事態は改善されていないのではないかというようなことを皆さんにお知らせしたかったということもでございます。この機会に、2回目のQ E E S I も同じような結果というか、もっとひどい結果が出されたので、正面から受け取って対策をしていただきたいということが下段にございます。以上です。

犬飼委員長 健康調査結果の報告書というのは、最終的にはいつでき上がるんでしょうか。

健康対策課長 次回の委員会に報告するというので、その前に委員さんにお配りできるように、なるだけ早い期日にまとめたいということで、今角田先生にもお願いをしているところですが、ちょっといつかというのは……。

犬飼委員長 角田先生はすごく忙しいんですかね。

健康対策課長 かなり忙しいということでございまして。

犬飼委員長 そうすると、余り前もってできるということではないかもしれませんかね。

健康対策課長 ある程度前もってお願いできないかと思って今お話を申し上げているところでございます。

犬飼委員長 じゃ、まあ、そこは資料として出てこないの、これ以上は議論はしないということにしたいと思います。

ただ、先ほど専門委員会の方で、原田委員の方から低濃度の資料を提出されて御説明を受けたわけですがけれども、大分詳しく御説明をされて、あと、佐藤（洋）委員や井上委員からもまた参考になるような御意見等々があったわけですがけれども、改めてこの全体会、親委員会で発言されることありますか、原田先生、どうですか。

原田委員 別に顔ぶれは皆さんそろっているの、ここで再度同じことを……。

犬飼委員長 10ppbだとか7ppbだとかというのは非常に低濃度かというふうに思うんです、印象としてはですね。だから、まさに低濃度の曝露ということが問題にされているわけだと思うんです。それで、施設から出る低濃度曝露ということで、工場内に何かがあって、そこから出るものとしてこれらは全部調査をされていると、こういうことですかね。そうだと、自然界にあるような、よく言われる鳴子温泉だとか、ああいうところに行くと結構硫黄のにおいだとか歩いていてもするわけですけども、ああいうところは自然界にある硫化水素ということで、その点についての人体に与える影響だとかというものを調べた、そういうものはないんですか。(「あります」の声あり)それはどうでしょうか。

原田委員 私は主にインターネットで調べているんですけども、キーワードに硫化水素と、それから健康障害と、ときには埋立処分場とか、それから低濃度と。そうしますと、発生源、施設のことは入れませんから、ばらばらと色々な施設が出てくるんですよ、パルプ、紙工場とかですね。この中には地熱地帯も出てきます。ニュージーランドとかハワイの例とか出てきます。ちょっとさっき出ました角田先生の論文にもこのハワイの例とか参考資料として出ていたかと思うんです。ですから、その場合に、やっぱり低濃度ということに的を絞って調べていますので、自然界の濃度でも数ppbオーダーのところの問題ということなんです。障害が出てると。

犬飼委員長 先ほど報告された例では、施設から出た低濃度ということで、しかし、そうではなくて、自然界のH₂Sの低濃度もやはり影響があるという報告がなされている、こういうことですかね。

佐藤(洋)委員 今のお話なんですけれども、ニュージーランドのロトルワというところできなり詳しく調べられていますね。それは地熱を使って邸内の暖房に使うと。1997年の論文と1998年の論文については、あれは10月だったでしょうかね、ちょっといつだったか覚えていないんですけども、去年やった会議の中で私が御報告しております。そのとき、幾つか調査の問題点として、ニュージーランドにマオリという原住民の方がいるわけなんですけれども、その方々は、別な原因でその疾患が多いということはわかっていますね。それから、あと地熱地帯ですから、硫化水素以外のガスもあって、その水銀の曝露があるのではなかろうかということが問題にされたという御報告があって、その後2002年になってから、同じ方々が、そのロトルワの町で、それまでは、ロトルワの町全体と、それからニュージーランドの病気の発生率の比較をしていたわけなんですけれども、ロトルワの町の中自身を硫化水素濃度が高い、低い、中間ぐらいの三つの地域に分けて比較をしたということです。それは内部での比較ですので、

その民族構成の問題であるとか、そういうのは除かれるということなんですね。どうやってやったかという、割合簡単な話で、写真の感光紙を空気中に置いておいて、その黒くなりぐあい硫化水素の濃度だというふうにしているわけです。その黒くなってきたのが強いところでは、やはり幾つかの疾患が多くなっているというような結果を出しています。

ただ、実際の数値を見ますと、比較的高いんですね。高いというのは、曝露濃度がです。彼ら自身の調査じゃないかと思うんですけども、ロトルワの人口の4分の1が200マイクログラム/立米、43ppbを超える硫化水素の曝露をされており、最高値は1,500マイクログラム/立米、1,000ppbを超えるというようなデータが出ております。これは、高い・低いというレベルでいえば、今までの議論の中ではかなり高いことになるんだろーと思いますけれども、一つの2002年の論文のメリットとしては、その中での比較で、民族構成やなんかで影響されない形で、循環器疾患であるとか、それから神経疾患であっても、遺伝性のものとかなんかは関係なしで、_____疾患であるとかというようなものが多いということなんです。ただ、循環器あるいは呼吸器疾患の場合には、喫煙の問題というのがどうしても崩落因子として入ってきてしまうんですけども、そのあたりは、データの性質上調べられていないということだろーと思います。

犬飼委員長 ほかに何かありませんか。はい。

鈴木(健)委員 ここに、1月の硫化水素モニタリングの測定結果が出ております。それで、測定地点の1では、実はこの1月中の、1か月の中で、4万1,370回の感知濃度があったと。すなわち、6ppb以上の数値が1か月の間に4万1,000というふうな回数になるわけです。これは、単純に31で割りますと、1日1,400回ですね。それから、それをさらに時間で見ますと51回と。1日に51回、ちょうどこの測定地点1あたりの人は、この臭い硫化水素のにおいを感じると、こういうふうなことになるわけですね。したがって、1日に51回というと、結構やっぱり多い回数じゃないかというふうに思うんですね。ですから、基準値がどうのこうのと言うよりも、ここに住んでいて、私たちがくしゃみとか鼻とかのどとか、さまざまな症状があるというのは、これが感知されれば、それはやっぱり体によくないということを端的に示しているんじゃないかというふうに思います。

したがって、対策においても、ぜひ恒久対策は当然でありますけれども、もうもはや待てない状況というのがあるので、早急なそういうガス除去対策なり、あるいはまた水質問題について取り組んでいく必要があるだろーというふうに思います。以上です。

犬飼委員長 今のは、既に出されている資料のことですか。(「これは手元にある」の声あり) この委員会では渡ってはいないんですね。これは場所はどこだということですか。処分場内で

すか外ですか。

鈴木（健）委員 これは、処分場の隣地の境界ですね。境界地点の測定地点の1というところ
です。

犬飼委員長 これは東側。

鈴木（健）委員 これ、本当は、皆、現状がわかると思うんだよね。本当は渡した方がよいの
かなと思ってはいるんですがね。

犬飼委員長 現地で一番においがあると言われている東側の側溝のあたりが、大分においがある
ということですが、その辺ではかったということですね。

それでは、健康調査ということについては、この程度でよろしいですね。

（２）処分場の現状評価について

犬飼委員長 あと、（２）番目の処分場の現状評価ということですが、これも専門部会でかなり
詳しく御説明をいただきましたが、改めて親委員会の方に、井上部会長から簡単に御説明をお
願いできますか。

井上部会長 ちょっとなかなか言えないんですが、基本的には、現状評価というところでは、
評価をする場合に、出されていいものか、特別管理廃棄物に相当する汚染があるかどうか、土
壌環境基準等超過項目があるかどうか、土壌含有量基準の超過項目があるかどうか、それから、
安全型廃棄物以外の廃棄物の混入が見られたかどうかといったような判定をさせていただきました。
ただし、それに当たっては、基準以下だからということで、これでいいんだという判定
はしていないということを加えながらですけれども、基本的には、こういうところで見れば、
現状では、埋められた廃棄物の有害性をここで評価するということではできなくて、現状の廃棄
物は、有害性があるというふうには言えないだろうというような判定でございます。

ただ、鉛は、廃棄物中には鉛の濃度が、かなりの部分で土壌環境基準値を超えているという
部分がある。溶出基準については満足されているんですけれども、含有量基準では鉛が各所で
出ていると、そういうことがございますから、その点を含めて、ここでは有害性はないとい
いながらも、何といえいいいでしょうかね、全く有害性がないということで片づけられるかど
うかは判定はしていない。ここでは、基本的には、有害性がないというふうには認められて
いるというようなことで対応をしてございます。

それから、周辺土壌、基盤について見たところ、自然由来の可能性のあるほう素、それから
もう一つ、砒素、これは内部の埋立地からもあるんですが、自然由来と思われるというものも

出てきているということでございます。

なお、土壌含有量基準を超過する項目はございません。自然由来の方については、周辺土壌、基盤からは出ていないというふうに言うことができます。

それから、今度は浸出水あるいは浸透水、いろんな言葉が出てきて紛らわしいんですが、どちらもごみの中の水だと思ってください。ごみの中に含まれている水を、安定型処分場の場合には浸透水といい、管理型の場合には保有水といい、一般的には浸出水というふうに言われているもので、基本的には同じものです。その保有水や浸透水の部分ですが、これも有害判定を見る場合には、安定型最終処分場の浸透水基準及び地下水の環境基準から見たときに、どういう評価がされるかということで一つは判定をしております。そうしますと、安定型の処分場の浸透水基準で見ると、3項目、シス-1,2-ジクロロエチレンと砒素とBOD、汚濁物質が超過をしている。それから、地下水の環境基準で見ますと、超過でみると、シス-1,2-ジクロロエチレンというのが出てきます。それから砒素、フッ素、ほう素、それから6地点でダイオキシン類の浸透水の濃度が地下水環境基準を超えているというのがあるということでございます。

それから、基準値内にあるんですが、先ほどの鉛の関係ですが、鉛がいくつか検出されたところ、六価クロムが検出されたところ、ベンゼン、セレンといったようなものが一部検出されたものが出てきているということでございます。

こういうことを受けて、じゃあどういう評価をするのかということになりますが、その下の地下水の流動状況調査をあわせてということになりますが、保有水の性状というのは、化学的に見れば、有害性は高くはないが、移動すれば汚染のおそれがあると。したがって、生活環境保全上の支障のおそれがあるというふうに言わざるを得ないということになります。ただし、現状では、保有水の移動というのが非常に低いというのがあるので、それから地下水への汚染というのは、特に保有水の地下水への移動というのは低いので、地下水への移動にすぐ対応する必要はないんですが、おそれがあるということです。

それから、先ほどの幾つかの説明で、ちょうど側溝を中心として、そこに保有水等が出てきている可能性が指摘されているわけで、こういうところから、保有水の一部が表流水として出てきていると。量的に見ると、ここでは、8,500立法メートル/年という放流水の排出のうち、先ほどの田村先生の話では、約半分程度とおっしゃっていましたが、田村先生。（「8万5,000か、一番大きく見ても半分程度ではないかと」の声あり）大きくみて半分程度が、廃棄物と接触して出てきている。（「それは多分半分を超えているんじゃないかと思います」の声あり）半分以上、それぐらいが廃棄物と接触しながら出ているおそれがあると。この部分が生活環境

への支障の関係で問題になるということですね。

ただし、現状では、側溝から出ている水が、環境基準を超えていることはございませんので、それは希釈されているせいかどうかというのはわからないんですが、現状ではそういう状況です。ただ、保有水から見ると、こういった幾つかの項目が含まれているものが移動しているおそれがあるので、生活環境上の支障のおそれがあるというふうに言わざるを得ないという結論になったわけです。

水質の問題はそのとおりであります。以上です。

それから、ガスの問題ですが、このガスについても、もう先ほど幾つか出てきました。ガスについても、基本的には大気環境質から見ましたところ、環境基準から見ましたところ、基準値、指針値を超えているものはなかった。ところが、ボーリング孔の中からのものは、ボーリング孔の中のガスは高濃度で出ているわけですが、ガスの増減があるもの、全体的には減少していますが、その中の汚染物の濃度は減少傾向にはあるんですけども、種類、それから濃度とも減少傾向にあるんですが、まだ、そのいろいろな有機物の分解に伴って炭化水素及びVOCが発生はしております。大気汚染、環境大気から見たら、先ほど言ったように、指針値それから基準値ともに基準値よりも低いという値ではなっております。

しかしながら、硫化水素の問題で、先ほどから一連の議論がありますように、低濃度曝露といった問題がございます。ただし、低濃度曝露といっているところの濃度は、ここで言われているのは、例えばマニトバ州で11ppb、1時間当たりの平均値、これは平均値によってそれぞれ変わってくるんですが、1時間当たりの平均値、あるいはほかのアメリカの州によっても、その基準値が、先ほど示しましたように異なってきますけれども、低濃度曝露に関する生活環境への支障がないとは言えないということから、においをベースにして考えると生活環境への影響があるので、今後の対策にそれを評価対策として考える必要があるということが出てまいります。臭気対策が必要だということでございます。

それから、最後ですが、覆土の評価に関してですけれども、覆土に関しましては、覆土による一定の効果はございましたけれども、法面それから側溝を含めて不安定な場所からのにおいの放出というのがある。そういうことから、におい対策として覆土、法面、それから一部は薄いところですね、それを含めた臭気対策は必要になっているということが専門部会の方では協議されたということでございます。以上です。

犬飼委員長 はい、どうもありがとうございました。

専門部会の評価は、以上に述べたようなところですが、御意見。はい。

阿部委員 今、井上部会長の結果等の中で、ちょっと私、今日午前中から聞いていて、これは評価が違うんじゃないのかなと思ったところありますので、簡単に。

埋立廃棄物の有害性であるとか保有水の有害性という件に関しては、各専門委員の先生方は、その評価を保留していたというふうに私には思えます。というのは、恐らくこれは有害性ということで聞いても、それを、じゃあここは本当に害があるかどうかと聞いても、ただそれは保留せざるを得ないんだろうという気がするんですね。なので、ここで別に有害性を評価する必要はさらさらなくて、そういう土壤環境基準を超過しましたよ。これは違法ですよというところをきちんとまとめて、そこを本当によく確認していただければいいんだろうというふうに思っております。

というのは、環境基準とかというのは、これ以上超えれば人体等に影響が、有害性が及ぶおそれがあるとして定められたものですから、それを超えているんだという認識で十分であって、さらにそれ以上に、これは本当にじゃあ有害なのかどうかと意見を求められても、それが専門家の先生であっても、それはじゃあ有害じゃありませんと断定できるわけではないというふうに思いますので、その点のまとめ方をして、今日午前中から聞いていて、違うのではないかと思いますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

犬飼委員長 はい。

井上部会長 私は、有害性があるかないかという話で、かなり午前中の議論では幾つか微妙な表現をしていたところもあったかとは思いますが、この表現は、有害性がないというような言い方をしたところではございますけれども、それにあわせて、しかしながら、現状どういうものが入っているかということから見て、引き続き監視する必要があるか、考慮する必要があるといったようなことを言ったつもりでございますけれども、言葉足らずであったことは本当におわびを申し上げたいと思います。

ただ、今判定するとすれば、有害性云々ということではなくて、ここで言えるのは、基準から見ればこうだという言い方、もう一点は、基準から見れば、現状では幾つかの基準より超えているところもあるんですが、有害性が指定されている特管物での視点から見ると、そういう意味での超過はなかったと。ただ、これは言えると思います。健康障害での有害性については、私どもも答えられるわけではございません。以上です。

犬飼委員長 資料を見る限り、有害物に関する評価としてはっきりしていることは、特管産業廃棄物に該当するものはなかったと。これははっきりしていると思うんですが、土壤環境基準超過については、かなりの数と言っていいんでしょうかね、超過している部分が見られる。土

壤含有量基準値超過部分については、幾つかの点で見られたということであろうかというふうに思います。

これですね、土壤環境基準と初歩的ですけども、土壤含有量基準という、これちょっと御説明いただければと思います。

井上部会長 土壤環境基準の中には二つございまして、今言いました含有量基準と言われているものと、溶出をして、ある溶出方法で溶出をさせて、溶出濃度は幾らだったかという二つの基準があります。いずれも土壤汚染対策法及び環境基準で決められているものなのですけれども、含有量というのは、全量のある一定の方法、実際にはpHを1にするんですが、そういう基準で出てきた総量を含有量基準と。もう一つは、ある一定条件で、溶出をする。水を入れて振って溶出をするんですが、その水も、正確にいうと少し違うんですが、そういう方法でやるもので、出てきた濃度を、全量表示であらわすか濃度であらわすかということになります。これぐらいでよろしいですか。わかりますね。よろしいでしょうか。一方は、重量が1キログラムあると、1キログラムの中に何グラム入っているかといったような表現、これが含有量であらわすもので、もう一方は、今は水でいいでしょう。それを水というものである一定量を振ったときに溶出してくる濃度の基準をあらわしたものです。

犬飼委員長 その基準を超えた場合に安全だとか安全でないだとかという議論をする上で、環境基準値というのが、安全な生活をする上で必要な基準ということになるわけですけども、それは、その土地のそういう基準を超えた土地の上で生活をするという場合には好ましくないという基準なのか、あるいはそういう土壤が近くにあるというだけでも、やはりその近所の人というか、具体的に言えば、ここでいう産業廃棄物処分場の外の住民の人たちの生活にとってもやはり安全でないと言えるのかどうかということ、その辺はどういうことでしょうか。(「事務局からよろしいでしょうか」の声あり。) はい、事務局。

事務局 井上先生には大変失礼でございますけれども、私の方で理解しております環境基準と申しますのは、生活環境を保全していく上で維持されることが望ましい基準ということで、国が定めた行政目標なんでございます。ですから、それを超えたことが、直ちに人間の健康、生活環境保全に支障を与えるというレベルではないということでございます。あくまでも行政目標。

ただ、土壤汚染対策法という最近できた法律では、土地の売買に伴って、要するに、何も知らずに買った人はリスクを負うということで、その土地がきれいかどうかということの評価する上で、まず環境基準を超えている超えていないかということ、きちんとして調査しなさいという

ことになっております。それで、あるレベルを超えた場合には、何らかの措置が必要ということで、その場合に第二溶出量基準とか、そういった基準が設定される、そういう状況です。

鈴木（庄）委員 ちょっと追加させていただきますと、土壌の中にどれくらい重金属等があればいけないか、これは最近決まったわけですが、やはりその土地の上に暮らすことによって、幾分砂ぼこりとか食べ物とかいるわけですね。子供たちが土遊びをする、あるいはそこで家庭菜園をつくる。すると野菜から入ってくる。全量がどのくらいになるとよくないか、そんな試算もいたしまして、健康上の影響についてのデータを入れて、そして基準を決めております。

佐藤（洋）委員も国の委員でおられたのでよくわかっていると思いますが、そういうことになります。土地の上に暮らすことによって、健康に影響が出るかどうか。

佐藤（洋）委員 さらに追加なんですけれども、健康問題は考えているとはいいいながら、一生70年住み続けたときどうなるかという立場で考えたんですね。ですから、短いスパンでそれはないということと、それからもう一つは、曝露されるかどうかという問題、つまり今鈴木（庄）先生思っちゃったみたいに、口の中に入ってくるかどうかというのは、その土地にあるかどうかという、それとはまた別な問題だというふうに私理解する。ただ、いろいろシナリオを考えた上で、例えば子供が砂遊びをして、身につけたものをなめてしまうとか、そういったことを考えた上での基準で、さらにいわゆる安全率というのを掛けていますので、超過したからといって、直ちに健康へ影響があるというものではない。ただ、長期の健康影響があるかどうかという観点から決めた基準である。特に土壌の土壌汚染対策法の含有量、むしろ曝露のことを考えると、水に溶けるやつの方が私はより重要であろうというふうに考えています。

犬飼委員長 佐藤（正）委員。

佐藤（正）委員 さらに追加してと言いたいところだけでも、追加はいたしません。

守るべき基準値だよというふうなお話なんですけれども、それが、場合によっては年々規制が重くなっていくよというふうなことがあって、緩くなったという話はこれまで聞いたことないわけですよ。そういう意味で、今こうだから安全だろうというふうな言い方、それも不法行為によってもたらされたものだということがはっきりしている場合に、そのようなことを言うというのは、やっぱり役人として、果たして普通の発言なんだろうかというふうに考えてしまうわけですね。弁護士として犬飼委員長、どう思うかわかりませんが、不法行為によってもたらされたものであるというまくら言葉が消えています。以上です。

犬飼委員長 これは、確かに許可を得ていない地域に、許可を得た以上の廃棄物を捨てたということははっきりしておりまして、その点で業者が違法行為をしたと、不法行為をしたという

ことは、非常にはっきりして、そこは動かせないわけですけども、それゆえに、じゃあ、これを撤去しろというのであれば、余りここで議論する必要はないわけですね。違法行為だから撤去しろということで済むわけですが、ここで議論していいのは、特に、この辺になると責任論の問題になるでしょうけれども、業者ではないわけですし、やはりここで問題になるのは、それがあって、産業廃棄物がそこに存するということははっきりしているわけですが、存することによって健康に被害があるかどうか、生活安全を脅かすようなものであるかどうかと。あるとすれば、それに対してどういうふうな対策がとられるかと。撤去しなきゃならないのか、あるいはそこを以前の、先ほど言ったような、遮蔽物をつくるといったようなことで、健康に対する被害というものを防止できるのかということがここで議論されることであるというふうには思うんですね。そういう意味では、佐藤（正）委員にとっては不満かも知れませんが、そういうことではないかなという感じはします。

岡委員 今のことに関連するわけですけども、やっぱり現場から、現場の現実を見ながら私たちずっと暮らしているわけですけども、これまで検討委員会でいろいろ数値を調査して、数値を出して評価をしてきたわけですけども、やっぱり何だかんだ言っても大きな問題になるのは、量と区域外の不法投棄だということがあると思うんですね。しかも、安定5品目で大害が出ないだろうと言われていた中でも、いろいろなものが出ています。

私なんか現実にあそこで隠れて見て、見つかると思われれば、焼却炉からダンプに燃えかす残っているやつをのっけて、処分場に運んで埋めているんですね。そういうのが、もう繰り返しやられているんです。そうすると、焼却灰というのは捨てちゃだめなだけで、そういうところから出てくるいろいろな有害物質も恐らくこの数値の中にでていますけれども、あると思うんですよ。そういうところから、あのまま放置するとか、あのまま廃棄物があるところにあるということになると、非常に住民としては不安でしょうがない、果たしてこれから暮らせるのかということで、不安を持つわけですね。既に何人かは、もうあそこにはいられないと諦めて出ていった人もいますけれども、だから、そういう状況だから、私らとしては、やっぱり一番先に撤去するというのを、これは業者がやるか県がやるかわからないですけども、これは当然やるべきことだと思うんです。そうしないと、安心ができない。

それから、事務当局の方に聞きたいんですけども、やっぱり全量撤去するとすれば、当然排出者責任の問題も出てくるわけだから、マニフェストなんかもちぎって持っているのかどうか。何だか私らは見せてもらったこともないし、一時だれかが持ち出したといううわさも聞いているんですけども、そういう全量撤去することでも、県がすべてということではなく、業

者にもやっぱり責任を持たせてやるということが必要だと思うんですね。

いずれにしても、いろいろ分析して出ましたけれども、こういう結果では、我々としては安心できないので、ぜひやっぱりそういう立場からの検討が必要じゃないかというふうに思っています。

犬飼委員長 今のは対策にも絡むかと思しますので、それ、ちょっとまた後にしていただいて、有害物質に対する評価ということを今議論しましたが、浸出水対策に関する評価というもの、それから硫化水素だとか、いわゆるガス状物質に対する評価もあわせて、専門部会の部会長から御報告を受けましたが、これらについては、どうでしょうか。浸出、水の問題も基本的には環境基準を超えていたり、その中にいろいろあります。ダイオキシンの問題なんかもあるわけですが、それはもう数字で出ているわけですね。ここでは、処分場の外には出ないというか、出ない方策をとることは可能であるというような感じでいいと思いますが、それからあと、ガス状物質に対する評価ということについても、そこに数値で書いてあるのはそのとおりで、あとはどう評価するかということでもあります。

この辺について、もしも何か御意見あれば聞きたいと思います。

今までいろいろ調査をしていただいて、結果が出たわけですが、それに対する評価も一定程度で専門部会でしていただいたというふうに思いますが、結局はあと、問題は対策をどうするかということになりますので、対策を考える際に、いろいろとまた評価に戻って議論していただきたいというふうに思いますが、一応ここで評価の問題はこれでいいでしょうか。

(3) 処分場の対策について

犬飼委員長 ということで、あと、対策の問題についても議論をしていただきます。

対策については、最初に前回のこの全体会で、あの産業廃棄物処理場、あるいは不法な産業廃棄物について、どういうふうな対応をとっているのかということと、そのいわば廃棄されたものの実態、量、質も含めたその実態がどうなのか、それが、その竹の内産廃の対策をとる上で参考になるかと思ひまして、調べておいてくださいと事務局をお願いをしておきましたが、今日、資料が出ているようなので、最初にそれについて少し御説明をお願いします。

事務局 産廃特措法の説明ということでよろしいでしょうか。

犬飼委員長 はい、産廃特措法の説明の中で、例えば青森・岩手の不法産業廃棄物の処理をどう取り扱ったのか等についても御説明お願いしたいと思います。

事務局 それでは、資料の2をごらんいただきたいと思ひます。

まず、不適正処分された産業廃棄物の原状回復事業に関する制度についてでございますが、平成10年6月17日以降に不適正処分されたものにつきましては、平成9年の廃棄物処理法の改正によりまして、産業界からの出捐金、これは3分の2、それから国からの補助金3分の1によって拠出された基金を原資とした原状回復事業に支援する制度が既にできております。

ただ、しかしながら、法改正以前に不適正処分されたものについてはこれが適用されないため、平成10年6月17日より前に不適正処分された産業廃棄物が原因となって生じる生活環境保全上の支障を除去することを目的に、産廃特措法が平成15年6月に制定されたという経緯がございます。

ところが、産廃特措法でございますけれども、平成24年度末までの10年間に限って、県などの支障の除去を行う場合に財政的な支援をする制度を定めたものということでございます。財団法人の産業廃棄物処理事業振興財団が設置している基金から、特別管理産業廃棄物に相当する性状の産業廃棄物の処理については2分の1、それ以外の産業廃棄物の処理については3分の1の支援を受けることができる内容となっております。また、支障の除去のために県が負担した経費については、特例措置として地方債が発行できるとされています。

現在までにこの制度を適用することが決まっている県は、香川県、青森県、岩手県、山梨県、秋田県の5県となっております。この5県の事例については、資料の2ページ目に一覧表がございますので、そちらをごらんください。

一番左側の香川県の豊島でございますが、シュレッダーダストや汚泥などの不法投棄の事案でございます、8割以上が有害産業廃棄物という内容でございます。

その隣の青森・岩手の県境産廃につきましては、RDF、これは通称ごみ固形燃料と呼ばれているものでございます。それから堆肥、汚泥、焼却灰などの不法投棄事案でございます、これも8割以上が有害産業廃棄物でございます。

また、山梨県の日向処分場につきましては、主に廃プラスチック類が埋め立てられた安定型の最終処分場で、安定5品目以外の混入が確認されております。ここでは、崩落による廃棄物の飛散・流出及び環境ホルモンなどにより水道水源が汚染されるおそれがあるということで、産廃特措法が適用された事例でございます。

最後に、秋田県の能代産廃処理センターですが、これは管理型の最終処分場で、有機塩素系化合物を含む汚染された地下水が現に流出していることから、平成17年1月に産廃特措法の適用が同意されたものでございます。

続きまして、資料の3ページ目をごらんください。

これは、平成10年6月17日より前に不適正処分された産業廃棄物に係る生活環境保全上の支障の除去を進めるために、環境大臣が定めた基本方針でございます。産廃特措法の適用を受けようとした場合には、ここに記載された要件を満たす必要があるということになります。

その内容を大まかに申し上げますと、不適正処分を行った行為者や処分に関係した者らに対して措置命令を行うなどにより、その責任を追求すること。

支障の除去に関する実施計画を定めるに当たっては、生活環境保全上の支障の内容を特定した上で、事業によって達成すべき目標を明確にすること。

産業廃棄物、特に有害産業廃棄物の種類や量などの実態を明らかにすること。

対策を決定するに当たっては、効率、事業期間、費用などの面から最も合理的な方法によること。

県がこれまでに行った措置、今後行うべき措置、再発防止策を検証し、その検証結果及び責任を明らかにすること。

対策の実施に当たっては、周辺的生活環境のモニタリングを行うとともに、市町村や住民に対する説明・意見聴取を十分に行うなど、積極的に情報を公開することなどとなっております。以上でございます。

犬飼委員長 この豊島産廃それから青森・岩手県境産廃、これについては撤去ということで、日向それから能代については、撤去ではなくて、残置というふうになっているわけですが、これはそういうところから食い違いが出ているというふうになるんですね。

事務局 今も御指摘ありました香川県なり青森・岩手の場合には、先ほど私御説明申し上げましたように、有害産業廃棄物に該当するものが8割以上あるというふうな現状から考えて、やはりそこに置いておくということによって生活環境保全上の支障が生じる、また生じるおそれが、非常に可能性が高いということで撤去ということになったものというふうに理解しております。

それ以外の二つのものについては、例えば秋田県の管理型の最終処分場でございますけれども、適正に水処理をやっていくと。それから汚染拡散防止、これをやっていくということで対策が講じられるという判断の上でなされたものというふうに考えております。以上であります。

犬飼委員長 有害産廃の8割ということですか。それは特別、ここには書いていないんですかね。

事務局 この表には具体的には書いていない。

井上部会長 8割というのは、関係ないことで、その特別管理廃棄物に相当するものが入って

いたかどうかということが判定の大きな基準になっていると。

犬飼委員長 ここに支障の2番目のところに、有害産業廃棄物量ということで、豊島が40万7,000立米、青森が61万立米ですかね。岩手が12.92立米ということで、これがあったから、結局全量撤去ということ、そういう措置がとられたと、こういうことですかね。

事務局 ええ、事務局としてはそういうふうに理解をしておりますけれども。

犬飼委員長 はいどうぞ。

井上部会長 僭越ではございますけれども、一つの案を出させていただきたいと思うんですが、実は、ここの部分は、さきの専門部会の方で少し議論をしなくちゃいけないところをこちらにずらしたものですから、私の責任でもあるんですけれども、先ほどのこういった対策の考え方というのが示されておりましたけれども、ここでは、全部の議論はできないとは思いますが、概略的な議論をまずさせていただければというふうには考えています。

対策でここに出てきた話は、鋭意8つの方法が出ておりましたけれども、これもこんな方法が、いろんなものがあるということを確認はいただいた上で、全量撤去するか撤去しないかは別としても、こんな対策はあるよということと、それからもう一点は、それに対して概略的な費用のことを言って申しわけないんですけれども、費用というのはこんな程度かかりますということは認識をしていただいております必要はあるんだろうなと思うんですね。

その上で、じゃあ、我々は、今までやってきた経過調査の報告から受けて、前の方の分野のところ、2番目の議論のところ、廃棄物の現状、保有水の現状というところでの私の報告から、生活環境の支障のおそれがあるというような表現を使わせていただいて、その報告を挙げたと思うんですが、そのときに、支障のおそれというのが一体どのくらいあるのか、そのレベルは幾らなのかということが今後の一つの対策の目安にもなるというふうには考えられるんですね。

今議論してほしいと私が思うのは、まず、今まであるように、こんな方法があるよということに対して質問をしていただくということ、それからもう一つは、対策に向けて、基本的な考え方をどうするのかということの2点。それから対策のために技術的な問題でいえば、これも調査会社の方で報告していただきましたけれども、ガスとして生活環境へ出ていくという問題と、それから浸出水あるいは表流水として出ていくところの対策を具体的にはどうするか、そういう問題。それと、対策の基本的な考え方をどうするのかというようなところの議論をしていただければというふうに思うんですけれども。提案です。

犬飼委員長 資料1-2の最後の方に、恒久対策案比較一覧表というのが掲げてあります。そ

れで、ケース1からケース8まで記載されているというふうなことで、ケース1が一番軽いとか、支障がないという前提なもんですから、これはとれないというふうに思いますが、一応その対策案の中にはケース1から書いてある。だから、ケース2からケース8まであって、ケース7と8が撤去、部分撤去か全量撤去だということなんですけれども、こういうふうなことであるということですね。それで、最初これについていろいろ質疑をしたらいいんじゃないかというふうな井上部会長のお話でもありました。

では、それについて議論いただきたいとは思いますが、要するに、ケース2からケース6までは撤去しないという前提なもんですから、そのいろいろな方策をとる。例えば遮蔽物をつくったり、あるいは井戸を掘って水をためて、それを沈殿をさせて浄化させて外に出すという、そういうふうな方策をとったりすると。それから大気については、これもやっぱりおいというのが問題なわけで、特に東側のにおいというのは確かにあるわけなんで、そういうにおいをどこかに集めて、そして処理をして、においがいいような形にして、もう一回大気に出してやるというふうな、そういうことが書いてあるというふうに思います。

問題は、それができるかどうかということなんですけれども、かなり技術的な問題になるわけなんですけれども、外部に、においや、あるいは水というものを出さないということがいろいろここで書いてあるわけなんですけれども、その技術的な問題なんかで何か質問ありますか。

阿部委員 質問というよりはということなんですけれども、恒久対策案比較一覧表というのを今日初めて見せていただいて、さっき15、6分程度ですかね、説明をいただいたんですが、ちょっとやっぱりよく頭に入っていないというのがまず第一にあります。ここは一番重要なところですので、やはり相当程度議論をする必要があるということは疑いようもないんだろうというふうに思います。

また、生活環境保全上の支障というのがマジックワードのように出てくるんですが、これはやっぱり科学上の数値ではなくて、基本に置かれるのは、現地住民の感覚であり、症状であるということなんだろうと思っております。とすればですね、やはり現地住民の意見を聞くと。現地住民にしっかり説明責任を果たして、意見を聞いた上で検討の材料に載せるということは必要なんだろうと思います。

そういう意味で、まず全体として次回で結論を出せと言われたら、これは不可能だというふうに言わざるを得ないと思いますので、この点は事務局として考えていただきたいというのが一点。

次回に、ぜひ現地の方で開いていただいて、住民の方々にも参加していただいく機会も持つ

て、ちょっとこの辺を詳しくに説明をしていただいた上で、重点を絞って議論をするという機会をぜひ持っていただきたいなど。それが前提ではないかなというふうに思います。

犬飼委員長 あまり時間なくなりましたが、次回は3月26日に行く予定でございました。それから、私も、従来ここの委員には、住民の方が、いのちと環境を守る会推薦と同時にその住民ではあるわけですが、その方たちが多数参加しているというふうなことで、ずっと調査結果を待っていたわけですけれども、調査結果ができた段階で、やはり住民の方から直接聞く必要があるかというふうな思いはしておりまして、次回、3月26日土曜日、最終ということで、委員会が開催されるというふうなことなものですから、住民の方から1時間ぐらいでも時間をとって、お話を聞きたいというふうには思っております。

ただ、今の阿部委員のお話というのは、それを踏まえた上で、なお、次回でこの対策を十分に検討するには時間がないんじゃないかということですか。これはやるとして、3月いっぱい任期なものですから、任期を延ばす権限は私には何らないわけですけれども、阿部委員の考えとしては、十分やるということだとすると、大体何回ぐらい、どういうことをやるというふうな、感覚ですけれども、いるでしょうか。

阿部委員 今後の対策についてだけということになるんでしょうけれども、初めは恒久対策を今もして、あと恒久対策にはその後2回ぐらいとかということは、3回ぐらいは必要なのかなと。

犬飼委員長 井上部会長は、専門部会として今日午前中からずっとやっていたわけですけれども、あと、さらに専門部会として開いて検討するという予定なり考えなり、必要性をどうお考えでしょうか。

井上部会長 結論を言いますと、先ほど私が今日の議題を幾つか挙げましたけれども、後の方に挙げた基本的な考え方をどうするのか。実はこれが一番大きな問題になっているところだろうと思うんですね。基本的な考え方、この対策をやる場合ですね。それはなにかというと、とりもなおさず、中に入っている許可分以上のものを取り出して、要するに撤去して処分をするか、撤去しないでそこに置いて安全対策を練るか、その基本的な対策のところ大きな課題になってどうするかということで、最終的にはこの委員会の中で結論が得られるかどうかということになるかと思うんです、正直なところ。どこをもって解決の糸口に、落とすところをどこに置くかという基本的なところが、どこかで結論が出れば、それが一番いい方法になるだろうと。

ただし、今日のこの何というんですかね、先ほどの特措法みたいなものから見ますと、有害

物質がある程度、いわゆる特管物指定されたようなものが、中に明らかにあるというようなことが分析上きちんと調査されて出てこない、そのあたりで撤去というのは、正直なところ非常に難しくなる可能性がある。その上で、あえて委員会の中でそういう結論を出してしまうと、いろんな問題が今後は出てきます。これは私は専門部会長ですから、本当は専門部会で言うということではないんですけれども、ただ、いろんな解決策を考えていくときに、どういふふうな対策を練っていくかということの中で考えておかななくちゃいけないので、今とれる対策は何かということを押さえていって、最後の部分をどうするかという議論は後にしてもらおうということであれば、それは阿部委員がおっしゃったようなことでできると思うんですね。

ただ、今の対策として、少なくともここまでというところを結論をつけるところは必要だろう。ただし、実際上は、こういう対策を練るときには、恐らく実際には特措法対策案件になるとすれば、全体計画が恐らく必要になるんですね。そういうことを考えておかななくちゃいけないので、基本的な議論でおさまりつかなかったらどうするのかというところは非常に重要なので、時間を延ばすかどうかという話ではないと思うんですよね。基本的なところはここでいいよというのが出れば、それまでのところに行ってしまうおそれはあります。そこをどうするかだと思うんです。

犬飼委員長 渡邊委員。

渡邊委員 ただいま今までいろいろと調査して、有害物質、出ているところが確かにあるわけでございます。そして、いわゆる許可量が5万4,400立法メートル、それからオーバーしたのが全部で103万立法メートルだと記憶しておりますが、これは、少なくとも最小限度で、やはりオーバーした分はぜひ撤去していただきたいと思うわけでございます。その撤去方法の手法につきましては、いろいろ技術面がありましようし、また、私もわかりませんから、少なくともやはりオーバーした分、撤去だけはひとつぜひお願いしたいと。

それから、安定5品目等々いいますが、その中で、あるいはまた出ないとだれも保証できないと思うんです。今まで大丈夫だと思っていたやつが、このような現状でございますので、万が一安定5品目、いわゆる5万4,000万立法メートルですか、その中にも入っている可能性が多分あるのではないかと思いますので、その辺の処置等々についても、ぜひひとつ考えていただきたいのでございます。以上。

佐藤(正)委員 佳境に入ってきたのかなと思っていますが、間もなく時間ということで、それで、実は守る会を立ち上げるときに、ある技術コンサルタントに相談に行きました、どれぐらいかかるでしょうということ。それは岡さんと二人である人のもとを訪ねたんですが、そ

のときに、40億円、50億円というふうな話がまくらになって守る会が立ち上がっているわけですね。それで、今、我々もはや全量撤去以外には考えないというふうなのは、立ち上げのときから同じなんです。なぜならば、それは、脱税分だろうというふうなものがあるわけです。脱税分を何で我々、まくらにして寝てなきゃならないんだと。脱税分じゃないかと。それから、その32万は許可したんだよと言っても、それからも汚染が出てくるんだったら、そんなものは安定産廃でないんだから、法律を平らに施行してくださいというふうな観点からも、全量撤去以外にはないと。ただ、すぐやれということではなくて、例えば今の8番までの対策が示されたんだけれども、4番と7番を選ぶよと。最初の10年は4番でやって、あとは7番に移行してくださいというふうな選択のやり方ですね、その辺は。それを組み合わせること以外には守る会の方は考えていないということ、特にここで話ししたいということでございます。

犬飼委員長 ちょっと井上委員にお尋ねしたいことは、専門部会としては、今後会合を開く予定、つまり26日に具体的にやるわけですが、26日に専門部会として会議を開く予定はありますか。

井上部会長 今日、この委員会でも時間がございませんので、各行程、技術提案ですが、それに対してどういう問題があるかという議論を実はしておりません。基本的にはそれをベースにしながら出されたものに対してどんな問題点があるのか、これでいいのかというような議論をする場が持てていませんので、専門部会としてどういう対策がいいだろうかということは諮っておりませんので、できましたら、専門部会の中でそういう評価を専門部会としてさせていただける時間をいただければというふうに思います。

それからもう一点は、先ほどの低濃度の問題で、幾つかものが出ていましたので、それを出してませんが、一応まとめたものを、これは本当は健康の方でやっていただきたいところもあるんですけれども、我々のところでやる必要ないですかね。それは健康の方でやっていただければいいので、我々のところでは議論はいたしません。今回やるのは提案された議題について、提案された技術提案についての評価を次の時間でさせていただければというふうに思います。

犬飼委員長 3月26日に終わらせたいという気持ちでずっとやってきたわけですが、住民の話の聞いたりするというふうなことで、あと十分にこの委員会で議論をして、対策を考えたいというふうな気持ちもあります。26日にそれを十分にやるというふうな気持ちでいるとしか今言いはありませんけれども、阿部委員のお話もありましたし、あと、最初に資料1で有害物質分布等調査報告書の説明をいただいて、井上部会長がすぐに頭に入らないといったよ

うな趣旨の発言をされたわけですが、まして、私ら一般の委員だとわからないので、ちょっと十分にこれについても少し調べるといふか、できれば一般の委員向けに解説の会合みたいなものを開いてもらいたいなというような気もしているわけですが、そういうふうな努力をした上で、26日に何とか終わらせるようにしたいとは思いますが、あとちょっと事務局等と、あるいは委員の先生方、特に専門の先生方に対しては大変ご苦勞をおかけしていると思っておりますので、それらも含めて考えたいと思っています。

今日、ちょっと時間がないので、大変……。はい。

阿部委員 ちょっと補充させてください。

前回特措法の話をしたのは、特措法は手段であって、特措法を使わなければ撤去できないというわけではありませんので、つまり、撤去イコール特措法だという図式では思っておりません。そこは、当然、県知事も政治責任、政治判断でそれはやるということは当然あってしかるべきであろうと思えますし、やっぱり特措法が使える使えないの話と撤去するしないの話は全くリンクしないというのが一つです。

あと、住民の方との意見対立で、もしかしたら根の方では非常にまとまる可能性があるかどうかとなるとわかりません。両論併記、もしくは住民側の方からは何も意見が出ないということもあるかと思うんですが、ただ少なくとも恒久対策と分けて、今、直ちにやっておくべきことに関しては、少なくともまとまるんじゃないのかなと思っております。なので、そういうまとまるものはきっちりまとめたいたいというのが私の率直な意見です。

犬飼委員長 鈴木（庄）委員。

鈴木（庄）委員 住民の方からのご主張で、要するに住民への具体的な健康対策、これをやってほしいと出ていますが、やっぱりこれは公健法というのがありましたが、大昔、公害対策に「公害健康被害の補償等に関する法律」というのがございますね。あれは、とにかく原因、因果関係は不明だけれども、原因者は不明だけれども、困っている住民がいるから、とにかくそれに対策をしないと、そういう法律ですよ。住民の方の困ったことについては、ぜひ対策の手を差し伸べるべきじゃないかと。今年度中に行使していただければと思います。

犬飼委員長 この間の傍聴人の大橋さんのお話にあった神栖町ですか、もう何か保険を適用している、特別に医療の援助をしているというふうなことでしたけれども、それについても今日実は、十分に説明をしていただく予定でありましたが、ちょっと本件とは少し違うようなところもありますけれども、いずれにしても、今、鈴木（庄）委員言われたような、何らかの健康対策をとるといふことはやろうかというふうに思います。

それで、大変申しわけありません。

井上部会長 今回の阿部委員のおっしゃっことに関してですが、特措法というのは、阿部委員のおっしゃるとおりでございます。特措法が受けられないからといって、県がやれないというわけではない。これはもうそのとおりでございます。ただ、一つ、判断基準としてどういった判断がされるか、即ち生活環境保全上の支障がどの程度あるかというのが大きなポイントになるんですね。ここの生活環境保全上の支障というのがいろいろなところと比較をされたり、された上で、やっぱり評価される必要があると。そこが大きな問題だということと、もう一点は、今後続けていくときに、確かにある緊急対策というのは必要になるわけですから、その緊急対策をとることが一つありますが、もう一つ、やっぱり基本的なところ、というのは基本的な考え方ということが次回で、ある程度、併記でも何でもいいですが、どういう考え方が基本的な考え方なのかということが出せれば、大体の会議の最終的な結論というのは出るんじゃないかという感じが私はしているんですけども、これは私の意見です。

犬飼委員長 時間ですので、じゃあ、いずれちょっと結論を出すに当たって、あと、どういふふうな手続でもっていくかということは、同じ結論でも重要だと思いますので、いろいろ考えていきたいと思います。

(4) その他

犬飼委員長 それじゃあ、時間ですので、今日はここで終わらせていただいて、次回の件についてお話をしてください。

事務局 ただいま検討の内容でも委員長から御発言がありましたとおり、26日に現地ということで考えさせていただきたいと思っております。

それから、専門部会もということでございましたので、時間的には多分午前中からまたいっぱい、午後いっぱいということになると思うんですが、あと、住民の方からの意見を聞くということもありましたので、それらも踏まえまして詳細のスケジュールは委員長、部会長との相談の上、決まり次第、御通知を申し上げるということにさせていただきたいと思います。

佐藤(正)委員 この26日ですね、知事もぜひ、1周忌なんですからけれども、ぜひ来るようにお話しいただきたい。

事務局 承って検討させていただきたいと思っております。

3. 閉 会

司会 以上をもちまして総合対策検討委員会を終了させていただきます。

どうも大変長い間ありがとうございました。